

8 消安第 1298 号
令和 8 年 7 月 1 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

「第 20 回アジア競技大会のために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）」の発出について

平素より消費・安全局の施策等に御理解、御協力をいただき感謝いたします。

今般、別添のとおり、財務省関税局監視課長及び業務課長宛てに「第 20 回アジア競技大会のために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）」（令和 8 年 7 月 1 日付け 8 消安第 1298 号）を通知し、「国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）」（令和 3 年 4 月 30 日付け 3 消安第 834 号）について第 20 回アジア競技大会を適用対象としましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知方を願います。

なお、第 20 回アジア競技大会の終了後に、その主催者に対し、獣医師の作成した報告書を畜水産安全管理課長に提出するよう求めることとするを申し添えます。